

改正後	改正前
<p>(農地の転用の制限の例外) 第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十九 (略)</p> <p>二十 地方公共団体(都道府県等を除く。)が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定による土地の発掘(同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の有無の確認又は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容その他の事項の把握を行うことを目的とした土地の試掘に係るものに限る。第五十三条第十九号において同じ。)を行うため農地を一時的に農地以外のものにする場合</p> <p>(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外) 第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十八 (略)</p> <p>十九 地方公共団体(都道府県等を除く。)が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにし、又は採草放牧地を一時的に採草放牧地以外のもの(農地を除く。第五十七条の三において同じ。)にするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合</p>	<p>(農地の転用の制限の例外) 第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十九 (略) (新設)</p> <p>(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外) 第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十八 (略) (新設)</p>